通巻 62 号 July, 2024

日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

I	目	次
・特別対談企画・・・・・・・・・・・・	• 1	・理事会報告/会員・・・・・・・・5
・第 72 回研究協議会開催のお知らせ・・・・・	- 3	・会員の声・・・・・・・・・・・6
・令和5年度『研究論集』の刊行のお知らせ・・	- 3	・通信教育の動向・・・・・・・・・7
・ 令和6年度『研究論集』の投稿の募集・・・・	- 4	・诵信教育のこの一冊②・・・・・・・・8

特別対談企画「通信制高校の質の確保・向上のゆくえと多様化」

はじめに

2023年12月10日に行われた日本通信教育学会第71回研究協議会で、例年は並行して行われる総会を行わないことになり、別日に設定されることになりました。その際、総会だけでなく、何かイベントをやるといいのではないかという声が上がり、それを私が担当することになりました。研究協議会でのシンポジウム(討論)のテーマが「通信制高校の『多様化』とそのゆくえ~高等学校通信制課程の質の確保・向上はいかにして可能か~」でしたので、その本歌取りをして、テーマを「通信制高校の質の確保・向上のゆくえと多様化」としました。

私が一人で話してもおもしろくないと判断し、対談を企画しました。対談者として、通信制高校で校長を 務め、私立通信制高校事情にも詳しい東海大学付属望星高等学校校長の吾妻俊治会員にお願いしました。

吾妻会員による説明内容(概略)

通信制高校の現状として、2023 年度は、学校数が 288 校(前年度より 14 校増)あり、その内訳として公立通信制高校が 78 校、私立通信制高校は 210 校であった。通信制高校生徒数は 264,797 人で高校生全体の 8.3%、つまり 12 人に 1 人が通信制高校生である。私立に焦点を当てると、私立高校生全体のなかで 5.9 人に 1 人が通信制高校生である。

2015年に起きたウイッツ青山学園高校の事件は衝撃的で、文科省も質の確保・向上に向けた取り組みを始めた。戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化された通信教育は、高等学校に進学する生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきた。それゆえ、通信制課程の学校数・生徒数は大きく増加した。しかし、その変化で以下のような問題が生じた。

- ・ 通信制の緩やかな制度を利用した不適切な教育活動の問題化 (コストパフォーマンス優先の学校経営)。
- ・広域通信制高等学校が展開するサテライト施設では、教育環境や運営の在り方等の適切性を巡って、多く の課題が指摘された。

以上を踏まえると全国私立通信制高等学校協会(私通協)は、その担うべき役割、責務が増加している。 2023年にはアンケート調査を行い、私立通信制高等学校の全体的な教育活動・経営上の実態を把握した。

筆者のプレゼン内容(概略)

通信制高校はいろいろな側面があるので、一面だけで論じることができない。しかし、一面だけを見て論じられることが多い現状がある。通信制高校を多面的・総合的に見る必要性がある。

日本通信教育学会報 通巻62号

通信制生徒像の変化に関しては、歴史的に見て、自律的に通信制高校生徒像が確立しているというより、「いつでも どこでも だれでも」の精神が良かれ悪しかれ、通信制生徒像に影響を与えてきた。例えば、1950 年代に教育の機会均等の保障ということが重要視されていた時代には、勤労青少年や成人生徒が対象だった。その後、1960 年代の高度経済成長時代は企業や病院勤務の技能連携生が中心だった。また、全日制の中退者が多くなった結果、通信制生徒の対象として転入生・編入生が増えていく。通信制の仕組みが柔軟であることから不登校者の受け入れも増加していく。アスリートや芸能人に加え、近年は積極的に通信制高校を選択する者が散見されるようになった。

こうした状況の中で、ウイッツ青山学園高校による就学支援金不正受給事件が起きた。そのあまりのひどさに文科省をはじめ、真摯に通信制高校での教育を構築してきた多くの学校は厳しい批判をした。また、中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、高等学校通信教育の質保証を徹底するように注文を付けた。以上を踏まえて、以下にまとめた。

- ・通信制高校の多様性を単純化しない。一面だけで見ない。
- ・「通信制高校の質の保証・向上」を全日制基準の「質の保証・向上」にしない方がいい。
- ・「ウイッツ青山学園高校就学支援金不正受給事件」は単に問題がある学校ということではなく、問題の分析 が必要である。
- ・教育を語る際に「新自由主義教育政策」を念頭に置くことが大切である。
- ・未来(Society5.0)の学校の在り方として通信制高校を考える必要性がある。
- ・「伝統的な通信制高校」VS 「新しい学校の会 (株立が多い)」というような構図にしない方がいい。日本 通信教育学会で議論構築をすることが大切である。

危惧と未来

私と吾妻会員との対談はあまり時間が取れず、参加者による質疑応答になりました。ここではそのことに 言及する紙幅はないのですが、それらも含めて最後に通信制高校の在り方に関しての私の「危惧」を3点記 します。

1 点目です。「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)」(令和4年)では、「例えば、学習時間の総計を1単位当たり35単位時間を標準となるように設計するなどして、学習指導要領に定める目標を達成するよう教育を実施」するように所轄庁や国に要請しています。

しかし、通信制を全日制に寄せるような解決の仕方は、通信教育の歴史をないがしろにするものです。そもそも、「1単位当たり35単位時間」の枠組みそのものが問われているのに、これでは時代錯誤です。シュライヒャーOECD教育・スキル局長は「PISAの最も興味深い結果は、教える量と、教育の結果の質の間に相関関係がないことです」(2018.3.26 付朝日新聞)と言っています。

2 点目は、通信制高校が商品化している現状です。ネット上でも通信制高校の名前は頻出し、学費が安い 通信制高校はどこか、大学受験に強い通信制高校はどこかなどが喧伝されています。これは教育の新自由主 義化が特に通信制高校を巡って進行している現象です。教育特区制度はその始まりでした。しかし、その歴 史を見ると、文科省も無縁ではなかった事実があります。

3 点目は、公立通信制高校の生徒数が減っている状況です。この落ち込みは軽視できません。公立通信制 高校しかできないことは多くあるのに、なぜ減少しているのでしょうか。

以上のような危惧を払拭するためにも、通信制高校を巡る多面的・総合的な議論が必要なのです。

(足槎大学 毛鳥 純)

※事務局注:2023年度総会&特別対談企画「通信制高校の質の確保・向上のゆくえと多様性」は、2024年3月2日(土)、 桜美林大学千駄ヶ谷キャンパスを会場に、ハイブリッド(対面+ZOOM)で開催された。

第72回研究協議会開催のお知らせ

下記の通り、第72回研究協議会を開催いたします。研究発表を希望する会員は、以下の要領でお申し込み下さい。

(1) 研究協議会の概要

• 日 時: 2024年11月2日(土) 10:00~17:00 (予定)

会場: 桜美林大学千駄ヶ谷キャンパス + オンライン (Zoom)

プログラム:①会長挨拶②特別・自由研究発表③シンポジウム④総会

<シンポジウムのテーマ> 過去と未来をつなぐ「通信制高校の現在地」

高等学校通信制課程(以下、通信制高校)は、私立通信制高校を中心に学校数や在籍生徒数を増加させつつ「通学型」や「オンライン型」など、「多様化」が進んでいる。第71回研究協議会でも、「多様化」が進む通信制高校の教育の質の確保・向上がテーマに据えられていた。そうした議論の中で、「通信制高校における教育の質」とは何かを考えていく必要があるといった論点も出てきている。たとえば、全日制で行われている教育の量に近づけることが通信制における質の向上につながっていくとするような考え方をどう見るかといった視点である。「加速する多様化」と「質保証の掛け声」に埋もれて、通信制高校でとりくまれてきた大切な何かが失われてしまうことはないだろうか。たえず進化する通信制高校であるがゆえに、培ってきた過去のとりくみに学ぶ必要もあるだろう。また、伝統的な通信制高校が硬直化し、新興の通信制高校のなかに「大切な何か」が生かされているといったこともあるかもしれない。今回のシンポジウムでは、過去と未来をつなぐ「通信制高校の現在地」についてシンポジストに語っていただき、会場参加者にも大いに発言をいただいて通信制高校のこれからを展望していきたい。

コーディネータ:井上恭宏(國學院大学)

•参 加 費:会員 無料 / 非会員 2,000円 ※なお、プログラム終了後に情報交換会(対面のみ)を実施予定

(2) 研究発表の申し込み

• 発表の種類: ①特別研究発表 (1 発表 60 分程度): 発表 30 分、指定討論者によるコメントと討議 15 分、会場との質疑応答 15 分程度

②自由研究発表(1 発表 30 分程度): 発表 20 分程度、会場との質疑応答 10 分程度

・申込方法: 発表希望者は、①氏名、②所属、③発表の種類(特別研究発表または自由研究発表)、④

題目、⑤発表形式(対面または Zoom のいずれかを選択)を下記期日までに事務局宛に電子メール(jade.office.1950@gmail.com)でご連絡下さい。なお、発表者数により上記

の発表時間(コメント・質疑応答等を含む)に変更がある場合があります。

・申込締切: 2024年8月25日(日)

• **発表要旨**: 研究発表が許可された会員には、追って発表要旨の執筆をお願いしますので、原稿

(Word または PowerPoint 等の電子ファイル)をお知らせする期日 (9月下旬を予定)

までにご提出下さい。なお、要旨については枚数の規程があります。

(3) 参加の申し込み

•10月上旬にお送りするプログラムを参照してお申し込み下さい。申し込みはホームページからとなります(申込期限は10月上旬から中旬を予定)。

令和5(2023)年度『研究論集』刊行のお知らせ

令和 5 (2023) 年度『日本通信教育学会 研究論集』が刊行されました。本号は、昭和 26 (1951) 年の第 1 号から通算すると、71 号になります。

投稿希望(題目届)は7本、投稿は4本ありました。投稿4本の内訳は論文・研究ノートが3本、実践報告が1本でした。投稿は通信制高校を対象としたものが中心で、これまでにあまり見られなかった分析手法を用いたものもあって、通信教育研究の幅の広がりを感じとれました。また、今回も実践報告の投稿がありましたので、実践報告というカテゴリーも少しずつ根づいてきたように思います。査読の結果は、「実践報告として採択」が1本でした。

本号では、通信教育研究を長年にわたって先頭に立って推進してこられた、元会長の白石克己先生と会長の鈴木克夫先生にご寄稿いただきました。特集は、研究協議会の内容をもとに、「通信制高校の『多様化』とそのゆくえー高等学校通信制課程の質の確保・向上はいかにして可能かー」についてまとめられています。書評・図書紹介は、3名の会員にご執筆いただきました。

通信教育研究にいま求められていることは、原点を大切にしながら移り変わってゆくことではないでしょうか。引き続きみなさまの積極的な参画のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局長代行: 古壕典洋)

令和6 (2024)年度『研究論集』投稿の募集

下記の通り、令和6 (2024) 年度『研究論集』への論文投稿を募集します。投稿を希望する会員は、以下の要領でお申し込み下さい。

(1) 題目届の提出

- 提出方法: 投稿を希望する会員は、下記期日までに題目等(①氏名、②所属、③題目)を事務局 (jade.office.1950@gmail.com) 宛に電子メールにてお知らせ下さい。
- ·提出締切:2025年1月10日(金)
- (2) 原稿の提出
 - ・提出方法:事務局 (jade.office.1950@gmail.com) 宛に電子メールにて提出して下さい。
- ·提出締切: 2025年2月28日(金)
- (3) 刊行日(予定)
 - 2025年6月30日(月)
- (4) 留意点
 - ・投稿に際しては、学会 WEB ページ掲載の「投稿原稿の執筆上の注意点」にある「投稿規定」「二 重投稿の定義とその例外について」もご確認下さい。

『日本通信教育学会 研究論集』投稿規定

(2021年10月9日改正)

- 1) 本誌が受け付ける論文・研究ノート・実践報告は、通信教育、遠隔教育等の論文としてふさわしく、一定の水準に達しているものとする。
- 2) 本誌の受け付ける論文等のカテゴリーは以下の3種類とする
 - a)論文

論文とは、通信教育に関する独創的な研究結果、新規的な方法・結果等で、通信教育に関する学問の発展に役立つ内容を、論理的かつ客観的に記述したもの、または通信教育、遠隔教育の実践に貢献できる問題提起と意義があり、通信教育、遠隔教育の実践を進展しうる独自の成果を、論理的かつ客観的に記述したものを指す。

b) 研究ノート

研究ノートとは、論文に準じたものを指す。

c) 実践報告

実践報告とは、通信教育に関して、実践の方法と成果を明確に記述したもので、通信教育の実践の進展に寄与しうるものとする。

- 3) 本誌に投稿できる者は、日本通信教育学会会員(新入会の者は入会手続を済ませた者)であり、当該年度の会費を納入している者とする。執筆者が複数いる場合は、内1名は学会の会員であることとし、投稿は会員が行うこと。
- 4) 論文等は、和文で未発表のものとする。
- 5) 執筆要領は以下のとおりとする。
 - a) 投稿論文は Word で作成し、A4 横書き、42 字 \times 36 行で記載するものとする。見出しの前後には 1 行のスペース、小見出し、注、引用文献の場合は、前に 1 行のスペースを入れること。本文には氏名は入れないこと。
 - b) 原稿の枚数は、論文、研究ノートでは17頁以内、実践報告では8頁以内とする。論文の分量には、本文、図、表、注、引用(参考)文献等を含める(要旨は含めない)。
 - c) 論文、研究ノートにおいては、本文原稿と別に、以下を示した別紙を添付すること。 ①タイトル ②500字以内要旨 ③5語以内のキーワード
- 6) 投稿者は以下の送付物をメールにて日本通信教育学会事務局宛に送信するものとする。
 - a) 投稿原稿(表紙を含む):所属機関、氏名は記載しない。
 - b) 投稿票:題目届提出後、学会より送られる様式を利用すること。
 - c) 過去に目的・方法・知見の観点で類似する論文等を執筆・発表している場合、その論文等。
 - d) 上記 c) がある場合には、投稿論文におけるそれらとの共通点と相違点を記載した文書(様式自由、1 枚以内)。
- 7) 論文等の投稿締切日は、当学会の定める日とする。投稿にあたっては事前に題目届を届け出るものとする。なお、題目届および投稿の締め切り日は別途、学会報および学会ホームページにて告知する。
- 8) 投稿論文の採否は、査読委員会による審査により決定する。論文および研究ノートについては、査 読委員会による審査により種別を決定する。
- 9) 査読委員会は、役員で構成する。ただし、必要に応じて、会員中から適切な査読者を委嘱することができる。
- 10) 論文の著作権の取り扱いは、以下の通りとする。
 - ·『日本通信教育学会 研究論集』に掲載決定した論文等(書評を含む)の著作権は、日本通信教育 学会に帰属する。
 - ・論文等の投稿に際しては、著者(すべての共著者を含む)は、掲載決定後の著作物の著作権が日本通信教育学会に帰属することに同意しているものとみなす。

日本通信教育学会報 通巻62号

・著者本人が論文等の著作物を利用(著者自身の出版物への掲載・転載、インターネット等による 公衆送信、複写配布、抄録の作成など)する際は、日本通信教育学会に対して許諾申請や連絡を せずに利用できるものとする。ただし、『日本通信教育学会 研究論集』と出典を明記し、掲載年 度および頁を記載する。

『日本通信教育学会 研究論集』査読基準

(2021年10月9日改正)

研究論集の投稿原稿については、以下の査読基準にて査読を行う。

- 1)論文・研究ノート
 - (1)研究の意義:通信教育、遠隔教育などに関する研究論文としてふさわしく、一定の水準に達し ているもの。
 - (2)独自性:先行研究や実践研究を踏まえ、研究テーマ、研究方法、資料などにおいて新規な成果 をあげているもの。
 - (3)論理性:提案や今後の課題を含め、論理の展開に飛躍や矛盾がないもの。

 - (4)客観性:資料やデータの扱いが適切で、客観的な方法で分析しているもの。 (5)その他:以上のほか、「論文」または「研究ノート」として掲載するにふさわしい研究の成果が 認められるもの。
- 2) 実践報告
 - (1)通信教育に関する実践として意味があること。
 - (2)実践上の視点・方法・工夫などが盛り込まれ、説得力があること。
 - (3)通信教育の実践の進展に寄与しうること。
 - (4)以上のほか、「実践報告」として掲載するにふさわしい研究の成果が認められるもの。

理事会報告

2023年度第3回理事会報告

2023 年度第 3 回理事会が、2024 年 3 月 29 日(金)9 時から 10 時 30 分に ZOOM によるオンライン にて開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】

- (1) 2024 年度事業計画(案)
- 2024年度事業計画(案)について説明があり、原案の通り承認された。
- (2) 第72回研究協議会の開催について(資料2)
- 第72回研究協議会の開催について説明があり、開催時期・実施方法・会場・シンポジウム等は継続 して検討することとなった。
- (3) 令和5 (2023) 年度『研究論集』について (資料3)
- 令和5(2023)年度『研究論集』について説明があり、原案の通り承認された。
- (4) 『日本通信教育学会報』 通巻 62・63 号の企画 (案) について (資料 4)

『日本通信教育学会報』通巻62・63号の企画(案)について説明があり、原案の通り承認された。

【報告事項】

(1) 事務局長の交替ならびに事務局幹事の増員について

事務局より、事務局長の交替ならびに事務局幹事の増員について報告があった。

会

WEB版では省略いたします。

会員の声

すべての高校は本来「単位制」である

『日本通信教育学会報』通巻 61 号 8 ページ「通信教育のこの一冊」欄で、矢野裕俊著『自律的学習の探求』が紹介されているのを見つけ、2014 年 11 月 1 日の日本通信教育学会第 62 回研究協議会で、同書を引用して研究発表したことを思い出した(発表内容は、石川伸明「高校における通信制と通学制の「併修」による単位認定」『日本通信教育学会第 62 回研究協議会発表要旨集録』17~28 ページ、日本通信教育学会、2014 年を参照)。

「単位制高校」の制度が 1988 年に創設されるまで高校は「学年制」であったと誤解されることがあるが、それは事実と異なる。同書も指摘するように、文部省は新制高校発足時に、新制高校については「単位制」によるべきことを通達しており、1988 年に制度が創設された「単位制高校」以外の高校についても、「学年制」によるべきことを義務づける法規は一貫して存在していないのである(詳細は、石川伸明「高校の単位制に関する法規」『全国教法研会報』第 89 号、19~35 ページ、全国教育法研究会、2014 年を参照)。

「学年制」で行われる「原級留置」とは、ある「学年」の履修科目のうちに単位修得できない科目が生じたときに上級学年に進級させない制度のことだが、そのとき単位修得できた科目についても再び履修しなおしさせる。このような修得済みの単位を没収する「原級留置」の仕組みは違法なのではないかと、2015年2月14日に桜美林大学四谷キャンパスで開催された通信教育制度研究会第21回研究会(日本通信教育学会協賛)での発表「通信制から見る通学制高校の不思議」のなかで指摘したことも思い出した。 (愛知県立旭陵高等学校 教諭 石川 伸明)

通信制高校「発」の教育モデルに期待して

皆様はじめまして。今年度より本学会に入会しました、小川慶将と申します。以前は文部科学省に勤め、高等学校通信教育規程の改正や、通信制高校を対象とする予算確保に携わるなど、通信教育の振興に向けて尽力して参りました。その後、学校現場における課題が多様化・複雑化する実態を知るにつれ、より直接的に、学校現場での取組をサポートしていきたいという思いが強まり、文部科学省を退職して弁護士を志すに至りました。通信教育の振興に向けて少しでもお役に立てるよう、学びを深めていきたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、この度こうして「会員の声」の執筆の機会を頂きましたので、僭越ではございますが、私なりの通信制高校への期待を述べたいと思います。日本は「課題先進国」とよく表現されます。少子高齢化問題、環境問題、資源枯渇問題などの様々な課題が山積し、日本の課題は将来の世界の課題とも言われます。しかし、悲観する必要はありません。そんな「課題先進国」だからこそ、日本は世界に先駆けて課題解決のモデルを提示する絶好のチャンスにあるのです。そしてこのことは、通信制高校についても同様に当てはまるのではないでしょうか。これまで以上に生徒の多様化が進む中で、ICT も活用しながら、どのような教育・支援をなしていくべきなのか。経験したことのない課題に直面し、通信制高校に携わる方々は悩みに悩まれ、苦労を重ねておられるものと存じます。私は、こうした並々ならぬ思いの末に得られた叡智の結晶は、これからの学校教育の行方を占う上で必ずや重要な財産になると確信しています。近年、通信教育の方法は、通信制高校関係者のみならず、全日制・定時制高校、さらには、小・中学校段階の教育関係者からも高い関心が寄せられています。「課題先進校」だからこそ導き出し得る教育モデル、いわば通信制高校「発」の教育モデルを提示し、令和時代の学校教育を先導していくことを願っています。

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿(600~750 字程度、MS-Word で作成) を事務局(jade.office.1950@gmail.com)までお送り下さい。

通信教育の動向



全通研全国高等学校通信制教育研究会

昨年度は全通研京都大会をはじめ各地区大会も対面で実施をし、大いに協議に熱が入りました。 年も広島にて全通研大会を実施いたします。予定されている発表に、通信制の教育活動の中で、「対話的協同的学習の推進を ICT 機器の活用の中で工夫することはできないか」という課題の調査結果の発表と実践校の事例発表があります。また、電子レポートについても、添削を通した活用やポートフォ リオとしての活用も報告されます。

ただし、不登校経験を持つ生徒には他者との交流への消極性、自身の意見を表明することが自身を 否定されることに繋がるのではないかというトラウマへの恐怖心等、克服すべき壁は存在します。そ の対応に先生方も苦労されているようで、教師の能力次第と周りが思うのは早計な気がします。学校 全体がチームとして、心を開かせていくことが肝要なようです。

さて、文部科学省は通信制教育への国民の期待を意識しており通信制教育の成果は全日制と同じ程 度まで引き上げることが必須であると考えているようです。反面、多様な考えや目標、さらには背景 や経験を持つ生徒の受け皿であることも理解しています。一見矛盾する話ですが、個別最適な学習が実践できる通信制教育の利点と特徴を最大限発揮すると、全日制同様に難関大学を目指す生徒も、生 きる力として確かな学力を伸長させ、学ぶ能力を開花させてやる必要のある生徒にも対応できるのだ と思います。ただどちらにも共通することは、社会の担い手として、コミュニティーの中に共生でき る資質を持たせることを忘れてはならないということだと思っています。

(事務局長 小宮山 英明)



公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、加盟校が協力して相互に情報を交換しながら、大学通信教育の周知普及と水準向上の事 業を推進しています。現在、34 大学・13 大学院・7 短期大学の計 54 校が加盟しています。 (1)公益事業:大学通信教育の周知普及・質的向上事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「秋期合同入学説明会」(8~9月、全国4会場)を開催する予定です。また令和7年1~2月には「春期合同入学説明会」(全国5都市、7日程)を開催する予定です。今春(令和6年)では、3,000名 を超える方が来場されました。『大学通信教育ガイド (大学・短大編)』『大学通信教育ガイド (大学院 編)』を配付し、また同説明会以外においても希望者には適宜配付しています。また、昨年度よりイン ターネットを中心とした広報にも増強を行い、YouTube による協会チャンネルの開設や Web 上のチ ェックボックスで、複数の入学案内書を選択できるシステムなどを導入しています。 (2)大学通信教育の政策提言等

2024(令和 6)年 5 月 31 日、中央教育審議会大学分科会「高等教育のあり方に関する特別部会」にお いて、高橋理事長が「大学通信教育の規模とアクセスと質」と題して報告を行いました。

(理事長 高橋 陽一)

一般社団法人 日本通信教育振興協会

◎一般社団法人へ移行しました

当協会は、令和6年4月1日付けをもちまして、公益社団法人から一般社団法人へ移行いたしまし た。一般社団法人化することで、当協会の設立目的である生涯学習社会の振興に寄与する事業を今後 も目指してまいります。

なお、これに伴い、事務所を下記に移転いたしました。

- 新住所 〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 14-3 創芸元代々木ビル内
- · 電話 03-5738-5515 (電話対応時間:平日 10:30~16:00)
- ・FAX 03-5738-5517 ※メールアドレス info@jais.or.jp に変更はございません。

(事務局 友縄 秀男)

通信教育のこの一冊 ②

園山大祐・辻野けんま 編著 『コロナ禍に世界の学校はどう向き合ったのか —子ども・保護者・学校・教育行政に迫る』(東洋館出版社 2022 年)

2020年3月11日、世界保健機関 (WHO) は 「パンデミック宣言」を発表した。この宣言の前 にドイツとフランスにいた編者の2人がコロナ 禍での各国の教育事情を多数の研究者仲間とと もにまとめ、緊急出版したものが本書である。調 査・記録の対象になっているのは、2020年のパ ンデミック宣言から 2021年 10月末日までであ る。第1部では「コロナ禍で世界の学校はどう なったか」と題して、日本、マダガスカル、オラ ンダ、ノルウェー、ケニア、中国、アメリカ、イ ギリス、カナダ、トルコ、エストニア、フィンラ ンド、モンゴル、イラン、ロシア、ニュージーラ ンド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南アフリカ、 ドイツの学校での子どもたち、保護者、教師の様 子を中心に「現場」の状況が紹介されている(第 1部、第2部ともに初等中等教育が主なフィー ルドである)。第2部では「コロナ禍のなかでの 世界の教育」をテーマに、ドイツ、スペイン、ス ウェーデン、フランス、イギリス、シンガポール、 ブラジル、日本が取り上げられている。第2部 は世界各地のとりくみを描き出し、日本の教育 の在り方との比較を行っている。

本書は、通信教育をテーマに書かれたものではないが、世界各地でのコロナ禍に見られたICT活用、遠隔教育、教員によるアウトリーチ、マイノリティや生活困窮の家族への支援など、多方面にわたる教育保障についての情報を得ることができる。筆者は通信制高校に長く勤務してきたので、さまざまな苦労を抱える生徒が集う通信制の学びとコロナ禍での世界各地のとりくみとを結び付けて考えられるのではないかと思い本書を手に取った。

改めて言うまでもないが、コロナ禍はその国や社会に埋め込まれているレジリエンスや構造的課題を露わにした。「どういった社会なのか」が行政のコロナ対策として現れ、またその対策への人びとの反応として現れる。ここでは、本書の記述から就学義務と教育義務という視点で各国を比較してみる。

エストニアは PISA で OECD トップになるなどの教育立国となっているが、コロナ禍でホームスクーリングを選ぶ家族が増えたという。ホ

ームスクールができるということは、社会が就 学義務ではなく、教育義務を重視しているから であろう。

スウェーデンは、マスクの着用を推奨せず、厳しい行動制限や全国的な学校閉鎖も行わなかった。国内でも賛否があり、「ノーガード戦法」などと揶揄された。国会は2020年3月19日に一時的な学校閉鎖に関する新法を制定したが、新法施行後も基礎学校の全国的な休校措置はとられなかった。スウェーデンは就学義務の立場をとる国である。

フランスは、就学義務ではなく教育義務の立場をとり、ホームスクールが認められている。教育法典には「学校に就学することができない子どもの教育を主として保障するために、遠隔教育に係る公共サービスを組織する」という規定があり、メディア教育や教材が国立遠隔教育センター(CNED)を中心に用意されてきた。2020年3月16日から5月10日の休校措置にもかかわらず遠隔教材・授業が一定の成功を得られたのは、それまでの不登校者や院内学級やホームスクールの児童生徒のために用意されてきたCNEDのプログラムを転用できたからだという。

日本は就学義務の立場であり、学校への出席が基本となる。そして、修得主義ではなく履修主義がとられている。そのため、休校期間中に失われた授業時間の確保に奔走することになった。本書によれば、こうした動きは他国でははとんど見られず、日本の特徴の一つとなっているとのことである。「通信制高校を全日制や定時制と対等な存在として認めようとしない潜在意識」と出席と履修を重視する意識とのつながりのようなものを感じた。

コロナ禍にあって、世界各地ではさまざまな人的、財政的な限界のなか、児童生徒のウェルビーイングのためにあらゆる方法を使ってとりくんでいた。こうしたとりくみに学ぶことができる一冊である。

井上 恭宏(國學院大學兼任講師)

日本通信教育学会報 通巻 62 号

発行日 2024年7月12日

発行所 日本通信教育学会事務局

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通 11 番地

横浜情報文化センター5階 星槎大学大学院内

E-mail: jade. office. 1950@gmail. com